4　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなった日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一　第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

二　第百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

三　第百四十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定

四　第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定

五　第百四十四条の二第二項、第三項及び第八項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定

六　第百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十一項の規定

第十三条第二項第二号中「第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することと」を「恒久的施設を有する外国法人に」に、「当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「恒久的施設を有しないで第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第百四十一条第四号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「第百四十一条各号」を「同条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十四条第一項第二十三号及び第二十四号を次のように改める。

二十三　恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなった場合　その事業年度開始の日からその有することとなった日の前日までの期間及びその有することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

二十四　恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなった場合　その事業年度開始の日からその有しないこととなった日までの期間及びその有しないこととなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第一項第二十五号中「第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外国法人」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に改める。

第十七条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第一号中「第百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「前号に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「第百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）」に改める。

第二十六条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）の規定」に改め、同条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人税及び地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同号イ(2)中「（委員会」を「（指名委員会等」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第三十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ(2)中「（委員会」を「（指名委員会等」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第三十八条第一項中「）の額」の下に「及び地方法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）の額」を加え、「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「法人税の額」の下に「及び第四号から第六号までに掲げる地方法人税の額」を加え、同項に次の三号を加える。

四　第一号に掲げる法人税に係る地方法人税

五　国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する地方法人税

六　地方法人税法第十九条第五項（確定申告）において準用する第七十五条第七項（第七十五条の二第六項若しくは第八項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による利子税

第三十八条第三項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める。

第六十二条の七第七項中「第二項第一号」を「第一項の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号」に改める。

第六十七条第三項中「金額）並びに」を「金額）及び当該事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第一号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、同項第五号中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める。

第六十九条第一項中「第八項」を「第十四項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条第二項中「の控除限度額と」を「の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第十三項中「第六項及び第八項」を「第十四項」に、「第五項まで及び第七項」を「第十三項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19　第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該内国法人の各事業年度の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

20　第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第六十九条第十一項を同条第十七項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第八項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「が第五項」を「が第十一項」に、「、第五項」を「、第十一項」に、「並びに第五項」を「並びに第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第八項」を「第十四項」に、「）から」を「）である他の内国法人から」に改め、同項第二号中「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。